

<スタートアップ等補助金 質疑応答集>

| 質問 | 回答 | 更新日 |
|---|--|-----|
| 補助金申請者（代表取締役など）が、事務所に常駐せず、アルバイトを雇って事業を行う際も補助金の対象となりますか。 | 雇用保険に加入している者が、事務所に1名以上配属されている場合対象となります。常駐の証明として、勤務地と勤務時間が分かる書類（勤務条件通知書の写し等）が必要となります。 | |
| 事務所常駐のスタッフが半年で退職してしまいました。補助金は返還しなければいけませんか。 | 他のスタッフを配置するか、補助金申請者本人が事務所に常駐するなどし、事業が継続できれば返還する必要はありません。 | |
| 民泊は該当になりますか。 | 住宅宿泊事業法（民泊新法）の規定に基づく民泊は対象外となります。ただし、旅館業法を許可を得て行う「旅館・ホテル営業」は対象となる場合があります。（簡易宿所営業は対象外） | |
| 第二創業等とは会社内の事業部新設などでもよいですか。それとも新会社を設立する必要がありますか。 | 同一の会社内で別事業を開始する場合でも対象となります。 | |
| 不動産業は対象となりますか。 | 事務所にかかる費用は対象となりますが、賃貸用物件の取得や改修にかかる経費などは対象外となります。 | |
| 事務所の場所等に制限はありますか | 法人の場合は本店または支店、個人事業主の場合は開業届の納税地が清水町であることが条件になります。 | |
| 商工会にまだ加入していませんが対象になりますか | 清水町商工会に加入手続き中の場合は対象となります。また、3年以内に退会した場合などは補助金の返還を求める場合があります。 | |
| シェアオフィスを借りて起業する場合、家賃補助の対象となりますか。 | 月額契約をしており、事業のための利用が証明できる場合は対象となります。 | |
| 漫画喫茶やネットカフェでライターの仕事をしていますが、利用料は事務所使用料として家賃補助の対象になりますか。 | 時間単位での利用料や、バック料金などの経費は対象となりません。また月額の契約であってもシェアオフィスやコワーキングスペース利用等の利用権契約的な性質をもつものと町が判断したものは対象となりません。ただし、町内の建物やその一部を月額の賃貸借契約により賃借し、事業のための利用が証明できる場合はこの限りではありません。 | |
| 床や壁紙の張替は補助金の対象となりますか。 | 事業開始に伴い必要と認められる場合は対象経費に計上することができます。ただし、事業開始に関係のない目的（事務所の模様替え等）の場合は対象外となります。 | |
| シェアオフィス、コワーキングスペース、レンタルオフィスなどの経営は対象事業となりますか。 | オフィス機能の利用を提供する利用権契約とみなされるような場合などの、サービスの提供を目的とした性質を持つ事業については本補助金の対象となります。賃貸借契約により建物の貸付を行い収益を得る事業で、投資的な性質が強いものと判断される場合は対象外となります。 | |
| 自宅兼事務所として住宅を借りて、デザイナーの仕事を行う場合は賃貸店舗の補助対象となりますか | 事務所として使用する部分のみ対象となります。居住スペースと明確に分けることができないものについては対象外となります。 | |
| 雇用助成の該当者2名の内1名が退職し、3ヶ月後1名欠員補充しました。報告は必要ですか。 | 雇用月数確認表などの提出により報告ください。（雇用月数確認表は雇用助成申請者に提出をお願いするものです。） | |
| 補助金の交付申請の期日はいつになりますか。 | 第一基準日（補助申請をしようとする年度の4月1日）を起算日とするものについては、毎年4月1日から5月31日まで、第二基準日（補助申請をしようとする年度の10月1日）を起算日とするものについては、毎年9月1日から10月31日までです。 ※補助対象者は、第一基準日又は第二基準日を起算日とし、6箇月以内に起業しようとする者又は創業6箇月以内の者である必要があります。 | |
| 補助金の実績報告の期日はいつになりますか。 | 「新規創業支援」と「既存店舗建替え・前面改修等助成」については、補助金交付決定の際お知らせするものと、「賃貸店舗等家賃等助成」と「雇用助成」は毎年度3月31日までとなります。 | |